新たな「岐阜県新型インフルエンザ等対策行動計画」の概要

1 行動計画の概要

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備えて、平時の準備や発生時の対策の内容を示すもの。
- 発生した新型インフルエンザ等の病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)を踏まえ、様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すもの。

2 改定の趣旨

- 今回の改定は、新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図ることを目的に行うもの。
- 2013年(平成25年)に特措法に基づく行動計画が策定されて以来、初めての抜本的な見直しとなる。

3 目指すべき姿

● 感染拡大の抑制による県民の生命及び健康の保護

2 県民生活及び県民経済に及ぼす影響の最小化



感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた 感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会の実現

4 新たな感染症危機の想定

● 新型インフルエンザや新型コロナを念頭に置きつつも、それら以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性や中長期的に数次にわたり感染の波が生じる可能性も想定

5 基本姿勢

- 新型コロナ対応における最大規模の体制による対応
 - ・ 次なる感染症危機において、新型コロナのピークと同等の感染拡大に至った際にも対応できるよう、平時からその最大規模の体制を確保し、対応に当たる。
- ②「岐阜モデル」による迅速かつ柔軟な対応
 - ・ 新型コロナ対応により築いた「オール岐阜による推進体制」「専門知の活用」「スピード感ある決断」からなる「岐阜モデル」により、迅速かつ柔軟に対応する。
- 想定外の事態への臨機応変な対応
 - 新型コロナを上回る感染拡大や複数の感染症の同時流行、自然災害の発生等、想定外の事態が生じた場合には、確保したリソースを最大限に活用して臨機応変に対応する。

6 フェーズ(準備期、初動期、対応期)

感染症の発生 対策本部の設置対応期 ※ 対策項目により、以下のとおり細分化

封じ込めを念頭に対応する時期 ➡ 病原性の性状に応じて対応する時期 ➡ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 ➡ 特措法によらない一般的な対策に移行する時期

7 実効性の確保

- 新たな知見や状況の変化等を踏まえ、おおむね6年ごとに行動計画の改定について、必要な検討を行う。

● 実施体制

[準備期]

1 協議・意思決定体制の整備

◎ 平時において新型コロナ対応において有効に機能した対策本部、 対策協議会、専門家会議と同様の体制を立上げ

2 業務執行体制の整備

・ 有事において拡充すべき業務とその実施に必要な人員等の確保 及び維持すべき業務の継続を図るための業務継続計画を策定

3 行動計画の策定・見直し等

・ 計画の定期的なフォローアップを行い、必要に応じ計画を見直し

4 指定地方公共機関の追加指定等

指定地方公共機関の追加指定や関係機関との協定締結を検討

5 関係機関等の連携の強化

・ 国、市町村、関係団体等との意思疎通を通じて連携体制を強化

6 訓練の実施

- ・ 国の訓練に参加し、国や他都道府県との連携体制を確認
- ・本庁各部局、現地機関、医療機関、関係団体等と連携した訓練を実施

[初動期]

1 協議・意思決定体制の確保

- ◎ 政府対策本部が設置される前においても、県独自の対策本部を設置し体制を強化
- 対策本部、対策協議会、専門家会議による有事の体制に移行

2 業務執行体制の確保

◎ 政策連携、感染症対策、経済対策等を任務とする部局横断の タスクフォースを編成

3 各分野の調整機能の確保

・ 調整本部、クラスター対策合同本部、ワクチン供給対策 本部等を設置し、分野ごとの調整機能を強化

4 広域連携の強化

◎ 近隣県、知事会等との広域的な連携により対策を強化

5 必要な予算の確保

・ 必要となる予算を迅速に確保し、速やかに対策を実施

[対応期]

1 協議・意思決定体制の拡大・見直し

- ・ 政府対策本部の設置を受け、特措法に基づく対策本部に移行
- 政府対策本部の廃止後も条例に基づく対策本部として継続

2 業務執行体制の拡大・見直し

- ・感染症対策、医療提供体制の整備を担う部署の人員体制を強化
- ◎ 特措法に基づく事務、関係部局との調整を担う部署を新設
- ・ 業務継続計画を実行し、必要な行政サービスの提供を維持

3 総合調整・指示

- ・県、市町村、関係機関等が実施する対策の総合調整を実施
- ・ 保健所設置市に対し、必要な場合に限り入院措置等を指示

4 職員等の派遣・応援要請への対応

◎ 専門家、関係団体と調整し、クラスター対応等が必要な現場に 最適な人材を派遣

5 必要な財政上の措置

・国の財政支援や地方債も活用しながら対策に必要な財源を確保

6 振り返り・対応等の整理

・ 感染症対応によって得られた知見や課題を整理し記録

② 情報収集・分析

「準備期]

1 実施体制の整備

・ 有事における感染状況、医療提供体制等の情報を収集・分析 する体制を整備

2 平時における情報収集・分析の実施

・ 平時から海外、国、他都道府県、関係機関等、あらゆる情報源を 活用した情報収集を実施

3 有事における情報収集・分析の整理

・ 有事において収集する病原体の性状、感染状況、医療、社会・ 経済(人流、雇用、消費等)に関する指標を整理

4 訓練、人材の確保・育成

- ・ 保健所、保健環境研究所、関係機関と連携した訓練により、 情報伝達、収集・分析の手法を確認
- ・ 疫学の専門家養成コースに職員を派遣する等、計画的に人材を 育成・確保

5 DXの推進

◎ 新型コロナ対応において運用した患者情報の一元化管理システム の活用を検討

[初動期]

1 実施体制の確保

・ 準備期に整備した感染症に関する情報収集・分析、共有する 体制を速やかに起動

2 有事における情報収集・分析の実施

- ・ 病原体の性状、感染状況、医療、社会経済に関する情報の収集 分析を実施
- ・ 医療機関、大学等からの症例や臨床情報等を収集し共有

3 情報の提供・共有

・ 得られた情報や対策を市町村、医療機関、関係団体等に共有 するとともに、県民等に迅速に公表

4 DXの推進

国のシステムの整備状況を踏まえ、情報入力の自動化・省力化 や情報の一元化、データベース連携等を実施

「対応期】

1 実施体制の拡大・見直し

- ・ 感染拡大を見据え、情報を収集・分析、共有する体制を強化
- ・ 感染状況等の変化を踏まえ、情報収集・分析の方法や体制を 柔軟に見直し

2 リスク評価の実施

・ 国のリスク評価、県内の感染症の特徴、感染状況等の分析を基に 県としてのリスク評価を実施

3 リスク評価に基づく見直し

・ 国が示す方針を踏まえ、地域の実情に応じて調査の対象範囲・ 項目等を見直し

4 情報の提供・共有

・ 収集・分析した情報や対策の提供・共有を継続

5 DXの推進

・ 状況の変化を踏まえ、引き続き効率的な情報管理を実施

ら サーベイランス

[準備期]

1 実施体制の整備

・ 保健所、保健環境研究所を介した発生動向やゲノム情報等を集約 する体制を整備

2 平時における感染症サーベイランス

- ◎「岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステム」を活用し、 迅速に感染動向を把握
- ・発生動向調査のほか、下水やワンヘルス・アプローチに基づく サーベイランス等、複数の情報源から感染動向を把握

3 人材の確保・育成

・ 国・JHIS等と連携した訓練のほか、担当者向けの研修を実施

4 情報の提供・共有

サーベイランスの分析結果を市町村等に迅速に共有するほか、 正確な情報を県民等に分かりやすく提供

5 DXの推進

・ 医師や指定届出機関からのシステムを活用した電磁的な方法に よる発生・退院等の届出を促進

[初動期]

1 実施体制の確保

・ 国のリスク評価に基づき、有事のサーベイランスにおける実施 体制を整備

2 有事における感染症サーベイランス

- ・ 患者の全数把握をはじめ、患者発生サーベイランスを強化
- ・ 入院サーベイランス(入院者数や重症者数の把握)、病原体 ゲノムサーベイランスを開始

3 情報の提供・共有

・ 有事におけるサーベイランスの分析結果を市町村、県民等に 迅速かつ分かりやすく共有・提供

[対応期]

1 実施体制の拡大・見直し

- ・国や県によるリスク評価に基づき、有事の感染症サーベイランスの実施体制を強化
- ・国の方針や感染状況に応じ、適切なサーベイランスの実施体制 に見直し

2 有事における感染症サーベイランス

- ・ 国の方針を踏まえ、全数把握から定点把握を含む適切なサーベイランスに移行
- ◎ 対策の決定に必要と判断した場合、調査項目・方法を見直した 上で、全数把握を継続

3 サーベイラインス手法の見直し

・ 感染症の特徴や病原体の性状、臨床像等について評価を行い、 必要な対応や見直しを実施

4 情報の提供・共有

・ サーベイランスによって得られた情報の共有・提供を継続

◆ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

「準備期〕

1 平時における情報提供・共有

- ・ 感染症に関する情報、発生動向、基本的な感染対策等を各種媒体 により継続的かつ適時に情報提供
- ・ 集団感染が発生するリスクが高い学校、高齢者施設等に対する 分かりやすい情報提供・共有を実施

2 偏見・差別等に関する啓発

・ 感染者やその家族、職場、医療従事者等に対する偏見・差別等 の防止を啓発

3 偽・誤情報に関する啓発

正確な情報提供・共有を通じて、県の情報源に対する県民等からの認知度・信頼度を確保

4 有事における体制整備

- ・ 高齢者、こども、外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への情報 提供・共有の方法等を整理
- ・ ワンボイスによる情報提供・共有の方法等を整理

5 双方向コミュニケーションの体制整備

- ・ 有事における双方向コミュニケーションのあり方を検討・整理
- ・ 県民等からの相談窓口等が設置できるよう体制を準備

[初動期]

1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ・ 科学的知見等に基づき、病原体の特性、発生状況、有効な対策等 を迅速かつ一体的に県民等に情報提供・共有
- ◎ 感染状況に応じて、記者会見や知事メッセージ等により情報を 発信
- ・ 高齢者、こども、外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等へ適切に 配慮した情報提供・共有を実施

2 ワンボイスによる情報提供・共有

◎ 保健所設置市(岐阜市)との共同会見による一体的かつ整合的な情報提供・共有を実施

3 公表基準の明確化

・ 国が示す公表基準、県民等のニーズも考慮して公表内容を決定

4 偏見・差別等への対応

・ 偏見・差別の防止に向けた啓発のほか、ハラスメントに関する 相談に対応

5 双方向コミュニケーションの実施

・ SNSの動向や相談窓口等への意見を通じて、情報の受取手の反応 や関心を把握

[対応期]

1 迅速かつ一体的及びワンボイスによる情報提供・共有

・ 迅速かつ一体的な情報提供・共有、ワンボイスによる情報提供・ 共有を継続

2 公表基準の見直し

・ 感染症の特徴等や県民等のニーズも考慮して、必要に応じ公表 基準を見直し

3 リスク評価に基づく方針の決定・見直し

1) 封じ込めを念頭に対応する時期

- ・ 知見が限られていることも含め、政策判断の根拠を丁寧に説明
- ・ 偏見・差別が助長される可能性があることから科学的根拠に 基づいた分かりやすい説明を実施

2) 病原体の性状等に応じて対応する時期

- ・ 従前の対策からの変更点や変更理由を分かりやすく説明
- ・ 重症化しやすい年齢層等に対する重点的な情報提供・共有を徹底

3) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

- ・ 平時体制への移行に伴い、留意すべき点を県民等に分かりやすく 丁寧に説明
- ・個人の判断に不安を感じる方に向けたリスク情報を発信

6 水際対策

「準備期〕

1 帰国者等の情報提供の調整

・ 国による帰国者等の情報提供方法の決定にあたっての調整に協力

2 国等との連携体制の整備

- ・ 国による検疫法に基づく医療機関・宿泊施設等との協定締結に 協力
- ・ 国が実施する訓練を通じ、国からの情報提供、入院調整等、 有事における連携体制を確認

「初動期]

1 帰国者等の情報提供・共有

・ 国から得られた帰国者等の情報を関係機関間で共有

2 国等との連携体制の確保

- ・国の検疫措置の強化に伴う検査実施体制の整備に協力
- ・ 国からの要請を受け、居宅等で待機する帰国者等に対する健康 観察を実施

「対応期】

1 帰国者等の情報提供・共有

・ 国から得られた情報を引き続き関係機関間で共有

2 国等との連携体制の強化・見直し

- ・ 国から要請を受けた健康観察の実施が困難になった場合、国に 代行を要請
- ・ 国による水際対策の強化・見直し等の情報を速やかに収集

6 まん延防止

[準備期]

1 対策の実施に係る指標等の整理

・ 有事におけるまん延防止対策の実施判断に用いる指標やデータの取得方法を整理

2 対策強化に向けた理解促進・準備

- ・ 平時から基本的な感染対策、体調不良時のマスク着用等を啓発
- ・ 有事における一人ひとりの感染対策、特措法に基づく行動制限等の対策への理解促進

3 避難所におけるまん延防止対策

◎ 最新の知見や他の災害等を踏まえ、感染症に係る避難所運営ガイドラインを見直し

「初動期)

1 県内でのまん延防止対策の準備

- ・ 感染症法に基づく患者への対応(入院勧告・措置等)、濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康 観察等)を確認
- ・ 感染症の特徴等の情報や国のリスク評価に基づき、まん延防止対策に資する情報を収集
- ・ 国の要請を受け、業務継続計画に基づく対応を準備

2 独自のまん延防止対策の実施

◎ 必要に応じ、国の対応を待たずして、独自の「非常事態宣言」を発出するほか、総合的(医療、社会・経済)な対策を実施

3 避難所におけるまん延防止対策

- ・ 国や市町村と連携し、発生地域における感染状況等を適切に把握
- ・ 避難所を運営する市町村に対し、必要な範囲で患者情報を提供するほか、避難所の運営を支援

[対応期]

1 まん延防止対策の実施

・ 感染症の特徴、感染状況、医療提供体制等を踏まえた独自のリスク評価に基づき、まん延防止対策を 的確かつ迅速に実施

2 患者や濃厚接触者への対応

・ 感染症法に基づく患者への対応(入院勧告・措置等)、濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康 観察等)を実施

3 住民・事業者への対応

1) 独自のまん延防止対策の実施

◎ 独自の「非常事態宣言」の発出、総合的(医療、社会・経済)な対策の実施を継続

2) 特措法24条第9項に基づく要請

基本的な感染対策、外出自粛、施設の使用制限・停止等を要請

3) まん延防止重点措置に基づく対策の実施

- ・ 感染状況、医療ひつ迫状況に応じて、まん延防止等重点措置の適用、延長、終了を国に要請
- ・ 外出自粛、時短営業・休業等、まん延防止のための措置を要請、要請に応じない場合の命令

4) 緊急事態措置に基づく対策の実施

・外出自粛、施設の使用制限・停止等、まん延防止のための措置を要請、要請に応じない場合の命令

4 その他の事業者に対する要請

・ 従業員に対する基本的な感染対策、健康管理、テレワークの実施等への協力を要請

5 学級閉鎖・休校等の要請

・ 国の方針を踏まえ、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級・学年閉鎖、休校)等の措置を要請

6 避難所におけるまん延防止

・ 避難所を運営する市町村に対する情報提供・支援を継続

7 時期に応じたまん延防止対策の実施

- ・ 感染症の特徴等を踏まえたリスク評価の結果に基づき、柔軟に対応を判断
- ・ ワクチン等により対応力が高まる時期には、まん延防止対策の中で強度の低い対策に切替え
- 特措法によらない対策に移行後も、必要と認められる取組みを独自に継続

7 ワクチン

[準備期]

1 接種に必要な資材の準備

・ 有事に向けて予防接種に必要となる資材の確保方法を確認

2 流通に係る体制の整備

- ・ ワクチンの在庫状況の把握や融通方法を関係者間で確認
- 市町村との連携の方法・役割分担を確認

3 特定接種の体制整備

・ 国が行う登録事業者(医療従事者、エッセンシャルワーカー等) の登録に協力

4 住民接種の体制整備

・ 国、市町村と連携し、接種の優先順位、接種に携わる医療従事者 の体制等、具体的な実施方法を準備

5 訓練の実施

・ 関係機関と連携し、接種体制の構築に向けた訓練を実施

6 ワクチンに対する理解促進

・ ワクチンの役割、有効性・安全性、接種後の副反応、健康被害等 を情報提供・共有し、県民等の正しい理解を促進

[初動期]

1 国からの情報収集

・ 国からワクチンの供給量、接種の実施方法、予算措置等の情報 を早期に収集し、市町村、関係団体等と共有

2 接種体制の構築

・準備期の計画に基づき、会場や接種に携わる医療従事者の確保等、接種体制の確保を開始

3 接種に携わる医療従事者の確保に係る検討

- ・ 医療関係団体と連携し、接種に携わる医療従事者の確保を要請
- ・ 医師、看護師等が不足する場合、歯科医師、診療放射線技師等への要請を検討

[対応期]

1 流通体制の確保

・ 国の要請を受け、ワクチン等を円滑に流通できる体制を確保

2 接種体制・供給方針の決定

◎ 専門家、関係団体、市町村等による協議体を設置し、供給方針 や接種順位等を決定

3 接種体制の確保

・ 初動期に構築した接種体制に基づき接種を実施

4 住民接種の実施

・大規模接種会場の開設や職域接種等、必要な接種体制を整備

5 情報提供・共有

・ ワクチン接種のスケジュール、種類、有効性・安全性、副反応 の内容やその頻度、副反応への対処方法等を県民へ周知

6 健康被害・副反応への対応

- ・ 副反応や健康被害に関するコールセンターを設置
- ・ 診療が可能な専門的な医療機関を確保し広く県民に周知
- ◎ 健康被害救済制度の周知・市町村に対する手続きへの支援を実施

(3) 医療

「準備期〕

1 予防計画に基づく医療提供体制の整備

- 医療機関と病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、 後方支援、医療人材の派遣に関する協定を締結
- 精神疾患患者、妊産婦、小児、透析患者、障がい児者、認知症、 がん患者、外国人等を受け入れる医療機関・病床を確保

2 医療機関の設備整備・強化等

・ 協定締結医療機関による施設・設備整備を必要に応じ支援

3 院内・施設内感染対策

◎ 医療機関、福祉施設に対する感染症等の専門家によるゾーニング 等、感染対策への指導・助言を実施

4 医療人材の確保・育成

- ・ 有事に医療提供体制を支える医師、看護師の総数を確保
- ・ 医療従事者の感染症への対応力強化を目的とした研修を実施
- ・ 大学等と連携し、感染症を専門とする医療人材を確保・育成
- ◎ 派遣可能な医療人材と現場ニーズを調整する会議体を設置

5 DXの推進

・ 医療機関等情報支援システム (G-MIS) 等の運用を定期的に確認

「初動期]

1 医療提供体制の確保

- ・ 感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制を確保
- ・ 流行初期に対応する協定締結医療機関に対し、有事に向けた準備を要請
- ・保健所、医療機関、消防と連携し、相談・受診から入退院までの 流れを整備
- ・ 確保病床数、病床使用率、重症者用病床の使用率等の状況を把握
- 連携協議会や調整本部において医療提供体制のルール、予防及び まん延防止対策を協議

2 相談センターの整備

・ 有症状者等に対応する相談センターを整備し、住民等に周知

3 臨床情報等、知見の共有

・ 感染症指定医療機関や感染症等の専門家の協力を得て、症例や 臨床情報等、最新の知見を関係者間で共有

4 院内・施設内感染対策

◎ 院内・施設内感染に対する専門家による指導・助言を実施

5 患者の移送

・ 保健所において消防や民間事業者等と連携し、患者移送に対応

「対応期】

1 医療提供体制の確保

- ・ 感染症指定医療機関に加え、流行初期に対応する協定締結医療 機関による医療提供体制を確保
- ・ その後、他の協定締結医療機関においても対応する体制に移行
- 入院基準の設定や病床使用率に応じたフェーズ切替えを実施

2 入院勧告・措置、入院調整

◎ 保健所の状況に応じ、一元化やMC医師による代行を検討

3 相談センターの強化

・ 有症状者等に対応する相談センターを強化し、状況に応じ一元化 や外部委託を検討

4 院内・施設内感染対策

◎ 院内感染の早期収束に向けた専門家による指導・助言を継続

5 宿泊・自宅療養の体制確保

・ 感染状況等に応じて、宿泊・自宅療養体制を整備し運用

6 医療人材の派遣

◎ 危機事案の状況や現場ニーズを踏まえ、最適な医療人材を円滑に 派害

② 治療薬・治療法

「準備期〕

1 情報収集体制の整備

・ 最新の知見を速やかに得られるよう、有事における国等との情報 共有体制を確認

2 研究開発への協力

・県内医療機関等を通じ、国が主導する臨床研究に積極的に協力

3 医療機関等への情報提供・共有体制の整備

・ 国等からの診断・治療に資する情報を医療機関、県民等に迅速に 提供・共有する体制を整備

4 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄と体制整備

・ 抗ウイルス薬の在庫状況の把握、県備蓄分の放出方法を調整する 体制を整備

「初動期]

1 医療機関等への情報提供・共有

・国等が示す診療指針等に基づき、治療薬・治療法を使用できるよう医療機関等に情報を提供・共有

2 治療薬の配分

 国が整理した医療機関や薬局へ円滑に流通させる体制を活用し、 必要とする患者に対して公平に配分

3 抗インフルエンザウイルス薬の使用

- ・ 県民に対し、十分な量を備蓄していることからパニックを起こ さず冷静に対応するよう周知を徹底
- ・ 医療機関等に対し、買占め等を控えるよう呼び掛けを実施
- ・ 製造販売・卸業者における在庫状況、医療機関の使用状況等の 把握を開始

[対応期]

1 医療機関等への情報提供・共有

・ 初動期に引き続き、国等が示す診療指針等を整理し、医療機関等 に情報を提供・共有

2 治療薬の流通管理

・ 国による医療機関・薬局に対する治療薬の適切使用の要請に協力

3 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び使用

- ・ 卸業者に対し、各医療機関等の発注に対応するよう指導
- ・ 各医療機関に対し、治療を中心とした投薬を行うよう指導
- ・ 抗ウイルス薬の流通量が減少した段階で、県備蓄分を卸業者を通 じて医療機関等に供給
- ・ 患者数が減少した段階において、次の感染拡大に備え、抗ウイル ス薬を補充

4 国備蓄分の配分要請

・ 県内の備蓄量、流通状況、感染状況等を踏まえ、県内での供給が 困難な場合に国備蓄分の配分を要請

① 検査

「準備期]

1 検査実施体制の整備

- ・ 有事に備え、検体採取容器や器具、検査用試薬等の検査物資を 備蓄・確保
- ・ 有事に必要な検査実施体制に速やかに移行できるよう、計画的に 人員を確保・配置

2 保健環境研究所等における体制整備

- ・ 有事における業務量を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務 配分・連携・調整の仕組みを構築
- ・ 平時からICTや外部委託の活用等による業務の効率化を検討

3 検査実施能力の把握

・ 医療機関、民間検査機関における協定に基づく検査実施能力等の 確保状況を定期的に把握

4 訓練等による検査体制の維持及び強化

- ・ 医療機関、民間検査機関の検査実施能力の確保状況等を速やかに 把握できるよう訓練等で定期的に確認
- ・ 有事における検体や病原体の搬送方法を訓練等を通じて確認

5 検査診断技術の研究開発への協力

・ 国等が主導する検査診断技術の研究開発に積極的に協力

「初動期]

1 検査実施体制の確保

- ・保健環境研究所等、医療機関、民間検査機関における検査実施 能力の確保状況を確認し、速やかに実施体制を立ち上げ
- ・ 医療機関、民間検査機関によるPCR検査機器等の整備を支援し、 検査実施能力を強化

2 リスク評価に基づく検査実施方針の検討

- ・ 国のリスク評価、県内の感染状況、医療提供体制の状況等に基づき、検査実施方針を決定
- ・ 検査の目的や検査実施方針等に関する情報を県民等に分かりやす <提供・共有

3 検査の実施

- ・準備期に整備・整理した体制や役割分担に基づき、関係機関と 連携して検査業務を実施
- ・ 国等と連携して検査に必要な感染症に関連する情報を収集

[対応期]

1 検査実施体制の拡充

・ 国が決定した方針や地域の流行状況等の実情を踏まえ、関係機関 における検査実施体制を拡充

2 リスク評価に基づく検査実施の方針の見直し

◎ 対応期に実施する独自のリスク評価に基づく検査実施の方針を 踏まえ、段階的に検査実施体制を見直し

3 行政検査の実施

1) クラスター発生時の検査

◎ ドライブスルー方式等による接触の可能性がある者への幅広い 検査を実施

2) 予防的検査

◎ 福祉施設、保育所、幼稚園、小学校等の職員や利用者、児童・ 生徒に対して予防的検査を実施

3) 無料検査

・ 国の方針等を踏まえ、無料検査拠点や薬局等と連携した無料検査 所を設置

4 特措法によらない基本的な感染症対策への移行

・ 地域の実情に応じて、保健環境研究所等における有事の体制の 段階的な縮小を検討

① 保健

[準備期]

1 人員の確保

・ 有事における本庁からの応援職員、IHEAT要員、市町村からの 派遣職員等による保健所の人員体制を整備

2 業務実施体制の整備

・ 有事における業務量を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務 配分・連携・調整の仕組みを構築

3 健康危機対処計画の策定・見直し

・ 保健所業務において優先的に取り組むべき業務を継続するための 健康危機対処計画を策定し、定期的に見直し

4 研修・訓練等の実施

・ 保健所の有事体制を構成する人員に対する研修・訓練等を年1回 以上実施

5 多様な主体との連携体制の構築

・ 連携協議会等を通じ、保健所と市町村、消防等の関係機関、専門 職能団体等との連携を強化

6 DXの推進

◎ 新型コロナ対応において運用した情報の一元管理システムの活用 により、保健所における情報管理の効率化を検討

「初動期」

1 有事体制への移行準備

- ・ 予防計画及び健康危機対処計画に基づく有事体制への移行を準備
- ・ 本庁からの応援職員、IHEAT要員、市町村からの派遣職員等の保 健所への受入れを準備

2 相談体制の確保

・ 有症状者等からの相談に対応する相談センターを設置

3 関係機関との連携確認

連携協議会等において入院体制、検査、患者移送等の方針を協議 し関係機関間の連携を確認

4 DXの推進

◎ 新型コロナ対応において運用した情報の一元管理システムの活用 による情報管理に向けた準備を開始

5 保健所におけるリスクコミュニケーション

・ 科学的知見等に基づく情報共有や相談等、県民とのリスクコミュニケーションを実施

「対応期)

1 有事体制への移行

- ・ 予防計画及び健康危機対処計画に基づく有事体制へ速やかに移行
- ・ 本庁からの応援職員、IHEAT要員、市町村からの派遣職員等を 要請し、人員体制を確保

2 感染症対応業務の実施

- ・ 関係機関と連携し、感染症対応業務(相談対応、積極的疫学調査、クラスター対策、健康観察・生活支援等)を実施
- ・ ICTの活用や業務の一元化・外部委託等により保健所等の業務を 効率化

3 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し

・ 感染状況に応じ感染症対応業務の重点化、通常業務の縮小・延期 により業務負荷を軽減

4 特措法によらない基本的な感染症対策への移行

・ 国からの要請も踏まえ、地域の実情に応じ保健所における有事の 体制等を段階的に縮小

12 物資

「準備期]

1 備蓄体制の整備

・ 国による物資の需給状況の把握、関係機関との連絡、情報共有 体制の整備に協力

2 県における物資等の備蓄

- ・ 有事に必要な物資の備蓄を進め、定期的に備蓄状況を確認
- ・ 国が定める備蓄水準(初動1か月分)の個人防護具(*) を計画的に備蓄
- (*) 医療用マスク、N95マスク、医療用ガウン、 フェイスシールド、非滅菌手袋
- ◎ 物資を生産又は販売する事業者との優先調達協定の締結を検討

3 医療機関における物資等の備蓄

- ・ 協定締結医療機関における個人防護具の備蓄を進め、定期的に 備蓄・配置状況を確認
- ・ 必要に応じ、協定締結医療機関に対する保管施設整備等の支援を 検討

4 福祉施設における物資等の備蓄

・ 福祉施設に対し、必要に応じて物資等の備蓄を呼び掛け

「初動期]

1 物資等の備蓄状況等の確認

- ・ 協定締結医療機関に対して物資等の備蓄状況の確認を要請
- ・ 県及び協定締結医療機関における個人防護具の備蓄量等を国に 報告

2 円滑な供給に向けた準備

・ 国及び物資の生産、輸入、販売又は貸付けを行う事業者と連携し 必要量を確保

3 福祉施設への物資等の配布

- ・ 国からの支援の状況、施設からのニーズ等を踏まえ、必要に応じて個人防護具の配布を検討
- ◎ 感染症等の専門家により個人防護具の正しい使用方法を指導・助言

「対応期」

1 物資等の備蓄状況等の確認等

- ・ 協定締結医療機関における物資の備蓄状況を随時確認
- ・ 県及び協定締結医療機関における個人防護具の備蓄量等を国に 報告

2 医療機関への物資等の配布

協定締結医療機関における物資の備蓄状況、役割分担を踏まえ、 確保した物資を配分

3 福祉施設への物資等の配布

◎ 福祉施設への物資等の配布、専門家による個人防護具の正しい 使用方法を指導・助言を継続

4 物資等の優先調達

◎ 物資を生産又は販売する事業者との優先調達協定に従い物資の 提供への協力を依頼

5 緊急物資の運送、売渡しの要請

 緊急の必要がある場合において、事業者に対し物資の輸送、 売渡しを要請

8 各対策項目における主な取組み 7/7

❸ 県民生活及び県民経済の安定の確保

「準備期〕

1 情報共有体制の整備

・ 有事における対策に必要な情報を共有する庁内・関係機関との 体制を整備

2 支援の実施に係る仕組みの整備

・ 有事における支援手続や支援金等の給付・交付等の適切な仕組み

3 業務継続計画の策定の勧奨及び支援

- ・ 関係業界団体と連携し、各事業者の業務継続計画の策定を勧奨 するとともに、必要な支援を実施
- ・ 有事に備え、オンライン会議、テレワーク・時差出勤等の準備を

4 生活支援を要する者への支援等の準備

・ 高齢者、障がい者等への生活支援のための具体的手続きを検討

5 各業界との意見交換、ニーズ把握

○ 経済団体、金融機関との情報共有・意見交換を通じて、平時から 連携を強化

「初動期]

1 事業継続に向けた準備等の要請

- ・ 事業者に対し、事業継続計画に基づく、必要な準備等を要請
- ・ 従業員の健康管理を徹底、感染が疑われる従業員の休暇取得の 勧奨、オンライン会議等の活用、テレワーク・時差出勤の準備を

2 生活関連物資等の安定供給

- ・ 県民に対し、生活関連物資等の購入にあたっての適切な行動を
- 事業者に対し、生活関連物資等の安定供給、買占め・売惜しみの 防止を呼び掛け

3 各業界との意見交換、ニーズ把握

○ 各業界の状況やニーズを把握し、県民生活・社会経済の安定確保 に向けた対策を実施

「対応期】

◎:独自の取組み

1 県民生活の安定の確保を対象とした対応

- ・ 心身への影響を考慮した施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、 孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に 関する影響への対応等)を実施
- ・ 高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援(見回り、 介護、訪問診療、食事の提供等)を実施
- ・ 県民への迅速かつ的確な情報共有を行い、相談窓口・情報収集 窓口を充実

2 社会経済活動の安定の確保

- ・ 事業者に対し、感染防止のためのマニュアル等の作成を支援
- ・まん延防止措置の影響を受けた事業者に対し、必要な支援を実施

3 県民生活・社会経済活動の両方の安定の確保

- ・ 法令等への対応が困難となった制度につき、国の措置を踏まえ つつ、必要な対応策を実施
- ・ 中小企業・小規模事業者等の経営の維持安定を支援するための 実情に応じた措置を実施
- ・ 雇用への影響を考慮し、国の措置を踏まえつつ、雇用に関して 必要な支援を実施

4 各種支援や措置の周知・広報

- ・ 様々な媒体や機会を活用し、各種支援や措置に関する情報を県民 に向けて周知
- ◎ 県、市町村、関係団体等の各種支援や措置を一体的に広報して いくことを検討

9 横断的な視点

- 新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下の3つの視点を考慮し、各対策項目の取組みを設定
 - 人材育成② 国、市町村、関係団体等との連携⑤ DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進

10 SDGs(エスディージーズ)の推進

● 行動計画は、2015年(平成27年)9月に国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」の理念とも一致するものであり、本計画の着実な実行を通して、持続可能な地域 社会づくりに貢献していく。

関連する主なゴール Market Mark

















